

# 「茨城県男女共同参画基本計画(第3次)」の概要

## 計画策定の趣旨・背景

### <策定趣旨>

本県では、「茨城県男女共同参画基本計画(第2次)」(計画期間 H23~H27)に基づき施策を展開しているが、男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化や様々な課題に対応するとともに、国の男女共同参画基本計画を勘案して、中長期的な展望に立った本県の男女共同参画社会の実現に向けた取組の方向性を示すため、28年度からの新たな茨城県男女共同参画基本計画を策定する。

### <社会情勢の変化>

- ・少子化と人口減少社会の進行
- ・高齢化の進展（超高齢化）
- ・個人のライフスタイルの多様化
- ・ワーク・ライフ・バランスの崩壊
- ・女性の就業状況の変化
- ・東日本大震災の発生

### <現状にみる課題>

- ・政策・方針決定過程における低い女性割合
- ・根強い性別による固定的役割分担意識
- ・就業を中断せざるを得ない出産、子育て期の女性
- ・仕事と生活の調和について希望と現状の乖離
- ・非正規雇用の増加
- ・男性の慢性的な長時間労働
- ・深刻な女性に対する暴力

### <国計画、関係法制度の改正等>

- ・国の男女共同参画基本計画(第4次)の策定(H27.12閣議決定)
- ・女性の賛美生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）の施行(H27.9)
- ・日本再興戦略 改訂2015 (H27.6閣議決定)
- ・少子化対策大綱 (H27.3閣議決定)
- ・男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 (H25.5内閣府作成)
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (H25一部改正)

## 茨城県男女共同参画推進条例に定める5つの基本理念

男女の人権の尊重

社会制度・慣習への配慮、  
多様な生き方の選択

政策等の立案及び決定への共同参画

家庭生活における活動と  
他の活動の両立

国際的協調

## 計画の内容

[計画期間] 平成28年度～平成32年度(5ヵ年計画)

### ★計画で強調すべき6つの視点★

#### ★1 男女共同参画等の教育・学習の充実

学校教育の中で、すべての人が、固定的性別役割分担意識を持つことなく、自らの人生を選択する能力を身につけるとともに、女性の社会参画が、社会の活性化にとって有益であることを教育・学習することが必要です。

#### ★2 生涯を通してすべての人が健康で幸せに暮らせる環境の整備

「性と生殖の健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」に配慮し、すべての人が生涯を通じて健康を保持できるよう、総合的な取組を推進する必要があります。また、社会生活を営むうえで困難を有する人が安心して暮らせる環境の整備も促進する必要があります。

#### ★3 女性の活躍と社会への参画の更なる促進

行政・企業・政治など各分野において女性の参画拡大への取組を一層促す必要があります。また、本県では、昨年度「ウィメンズパワーアップ会議」から、女性が活躍する社会づくりを茨城全体で促進するための提言を受けたところです。活力ある経済社会を構築するため、あらゆる人材の能力の活用、多面的な視点に立った取組、新たな発想を取り入れていく必要があります。

#### ★4 男女共同参画推進による豊かないばらしさの創出

女性が活躍できる魅力的な場を広げる企業の取組への支援や、農山漁村、科学分野における女性の参画を促進する必要があります。また、地域おこしなど地方の活性化を進めるため男女共同参画の視点に立った働きかけや支援を行い、豊かないばらしさを創出していく必要があります。

#### ★5 子育てや介護と仕事との両立支援

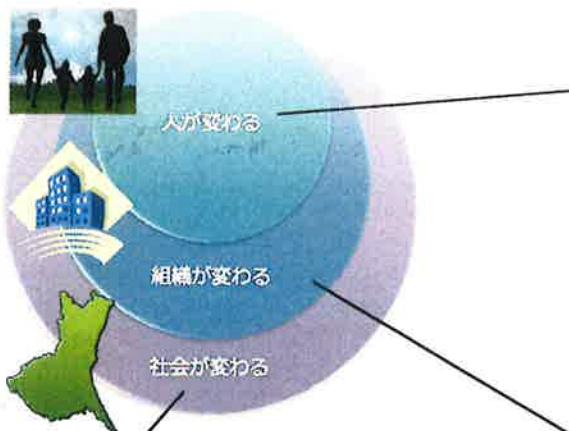
「仕事と生活の調和」は、個人の活動がより多様化している現代において、ますます重要なものとなっています。経済社会の持続可能な発展、企業の活性化や子どもにとって安心安全な家庭環境づくりのため、子育てや介護と仕事との両立支援に関する一層の取組を推進していく必要があります。

#### ★6 男女共同参画の視点による人権の尊重と地域防災力の向上

男女共同参画社会の形成に重要な課題である、DV(ドメスティック・バイオレンス)、各種ハラスマント事業等人権侵害についての対策を進める必要があります。また、地域の防災力向上のため、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制を確立し、支援者の側に立って活躍する女性を育成していく必要があります。

### ★3つの基本目標・10の重点課題★

人が変わる！組織が変わる！社会が変わる！！！



#### 基本目標 I

#### 様々な分野における男女共同参画の推進 ～人が変わる～

##### 1 男性中心型社会慣習に対する意識の改革と女性の活躍

- (1) 性別による固定的役割分担意識の解消
- (2) 男性型の働き方等の改革
- (3) 男性の家庭や地域への参画に向けた意識啓発、支援

##### 2 政策・方針決定過程等への女性の参画の拡大 ★拡充

- (1) 地方自治体における政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (2) 女性のキャリア意識・キャリア形成への積極的な取組の促進

##### 3 女性の更なる社会への参画の促進 ★新規

- (1) 事業者及び各団体等における女性の参画促進
- (2) 地域の分野における女性の参画促進
- (3) 新たな分野に対する女性の参画への意識の醸成

##### 4 地方創生と地域社会における男女共同参画の促進 ★新規

- (1) 人材の育成と地域活動への支援
- (2) 个性豊かで魅力的な地域づくりの推進

#### 基本目標 III 一人ひとりの権利が尊重される幸せな社会の構築 ～社会が変わる～

##### 1 教育・メディア等を通じた意識の改革、理解の促進 ★拡充

- (1) 子どもの頃からの男女共同参画とキャリア形成の意識啓発
- (2) 地域社会における男女共同参画を推進する教育・学習の充実
- (3) 男女共同参画の視点に立った情報の提供・発信への働きかけ
- (4) 情報を活用できる能力(メディア・リテラシー)の向上の推進

##### 2 生涯を通じて一人ひとりが幸せに暮らせる環境の整備 ★拡充

- (1) 安心して暮らせる環境の整備
- (2) 健康の保持・増進への支援
- (3) あらゆる暴力の根絶、被害者の保護・支援に向けた環境づくり
- (4) 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

##### 3 男女共同参画の視点に立った各種制度や支援の整備 ★拡充

- (1) 女性が継続就労できる社会の構築
- (2) 仕事と子育て・介護の両立支援
- (3) 男女共同参画に関する調査・情報提供・相談事業の推進
- (4) 男女共同参画に関する国際的動向の理解促進

#### 基本目標 II

#### 持続可能で多様な働き方のための環境の整備 ～組織が変わる～

##### 1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進 ★拡充

- (1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に係る働きかけの推進
- (2) すべての人にあって働きやすい職場環境の整備の促進

##### 2 雇用の場における平等の確保・持続可能で多様な働き方のための環境整備

- (1) すべての人にあって均等な機会と待遇の確保
- (2) 持続可能で多様な働き方を可能にする環境整備
- (3) 女性の継続就業の支援
- (4) 商工業等の自営業における働きやすい環境の整備

##### 3 女性の活躍による農山漁村の活性化 ★拡充

- (1) 女性の活躍による農山漁村の活性化促進
- (2) 経営参画する女性の育成